

役員、評議員及び評議員選任解任委員の 報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵光福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間40万円以内とする。

2 役員に対する報酬は、別記1『役員の報酬』に定める額とする。

3 この法人の前評議員の報酬総額は、年間20万円以内とする。

4 個々の評議員の報酬は、別記2『評議員の報酬』に定める額とする。

5 評議員選任解任委員の報酬は別記3『評議員選任解任委員の報酬』に定める額とする。

6 役員、評議員、評議員選任解任委員の報酬額は、評議員の評議員会の決議によって定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員、評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員、評議員及び評議員選任解任委員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別表1に準じて出張旅費として支給することができる。

3 法人がかかる保険に関して評議員及び役員本人が支出すべき保険料についても報酬として支払う。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別記1 役員の報酬

役員：理事会・評議員会出会の都度、出張1日の都度1人一律6,400円

監事：監事監査に出会の都度1人一律8,000円

(ただし理事会と評議員会が同日に開催される時の報酬は理事会のみの報酬とする。)

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度、出張1日の都度1人一律6,400円

別記3 評議員選任解任委員の報酬

理事会・評議員選任解任委員会出席の都度、出張1日の都度1人一律6,400円

(ただし理事会と評議員選任解任委員会が同日に開催される時の報酬は外部委員が評議員選任解任委員会のみ、監事が理事会のみ報酬とする。職員については支給しない。)

別表1 役員・評議員・評議員選任解任委員の出張旅費

車 賃	宿 泊 料
40 円/k m	県内 10,900 円
	県外 12,000 円